

静岡市デジタルデバイスを活用した保健指導サービス導入業務  
プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点	係数	点数
1 利用者の導入障壁の少なさ	(1) 事業対象者が、本サービスを申し込みたくなるような工夫が施されているか。チラシはシンプルな表現、少ない文字数であるか。	5	× 1	5
	(2) デバイスやデバイスと連携するアプリ等の機器を操作する際の利用者の手間は最小限であるか。操作マニュアル等はわかりやすいか。	5	× 1	5
	(3) デバイスの操作やデバイスに連携するアプリのインストール方法についての説明やサポート体制及び利用者からの問い合わせや不具合に対応する体制は整っているか。	5	× 1	5
2 継続利用のしやすさ	(1) 利用者が途中で離脱しにくい設計になっているか。継続して利用するための工夫がされているか。	5	× 1	5
	(2) デバイスやアプリの利用頻度を増やすような、利用者への継続的な支援があるか。	5	× 1	5
3 保健指導の内容	(1) 保健指導の実施体制が整っているか。	5	× 1	5
	(2) 保健指導を行うために利用者から必要なデータを収集する仕組みが整っているか。	5	× 1	5
	(3) 保健指導及び保健指導以外のタイミングで、利用者の行動変容を促す支援の工夫がされているか。また、それがエビデンスに基づく提案であるか。	5	× 1	5
	(4) 利用者に求める行動変容が過度な負担になっておらず、受け入れられやすい内容であるか(厳しい指導ではなく)。	5	× 1	5
4 データ収集の利便性と収集したデータの有効活用	(1) 利用者自身がデバイスから得られたデータを閲覧するための操作は簡易か。	5	× 1	5
	(2) 市が利用者のデータや保健指導の進捗状況をタイムリーに閲覧することができ、閲覧方法は簡易か。	5	× 1	5
5 サービス提供効果	(1) 見込達成水準である平均2kg以上の減量が、目標値に設定されているか。また、その目標値を達成すると判断できる過去実績(他自治体等での減量に対する評価実績、具体的には、比較対照との量的な比較、導入前後の比較など。導入実績のみの記載は不可)があるか。	5	× 2	10
	(2) 3か月間のサービス完遂率の目標値が設定されているか。また、その目標値を達成すると判断できる過去実績(他自治体等での完遂率に対する評価実績。導入実績のみの記載は不可)があるか。	5	× 1	5
	(3) 3か月間のサービス終了後も、生活改善や減少した体重を維持する工夫が有効かつ妥当なものか。	5	× 1	5
	(4) デジタルデバイスを活用した保健指導による効果は十分か。市民目線のアウトカムが得られるか(健康状態の改善、生活習慣病の予防、健康に対する意識の変化等)。	5	× 2	10
6 個人情報保護・セキュリティ	(1) 利用者のデータが適切に管理されるか。	5	× 1	5
	(2) 個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律等の法令及び3省2ガイドライン準拠等※の内容をもとに、サービスが設計されているか。 ※「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」(経済産業省・総務省)	5	× 1	5
7 事業評価・効果検証	提供するサービスの効果検証について、十分に計画されているか。	5	× 1	5
合計点数				100